

大阪・関西万博におけるパビリオン等地元出展に関する 有識者懇話会設置要綱

（目的）

第1条 大阪府（以下「府」という。）と大阪市（以下「市」という。）は、2025年大阪・関西万博におけるパビリオン等地元出展を検討するにあたり、専門的見地からの意見を幅広く聴取するため、「大阪・関西万博におけるパビリオン等地元出展に関する有識者懇話会」（以下「懇話会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- （1）出展テーマ・展示内容に関する事
- （2）出展形態に関する事
- （3）運営主体に関する事
- （4）出展等にかかる財源確保策に関する事
- （5）その他、パビリオン等地元出展の検討に必要と認められる事

（組織）

第3条 懇話会は、大阪府知事（以下「知事」という。）が委嘱する以下の者をもって構成する。

- （1）委員
- （2）特別アドバイザー
- （3）その他知事が必要と認める者

（座長）

第4条 懇話会の円滑な進行等を図るため、進行役として、座長を置くことができる。

- 2 座長は委員の中から知事が指名する。
- 3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 懇話会は、府が招集する。

- 2 府又は市は、必要に応じて第3条各号に規定する者以外の者に対して出席を求めることができる。

(部会)

第6条 専門的分野について検討する必要がある場合等、必要に応じて部会を設置することができる。

(謝礼及び費用弁償)

第7条 第3条各号に規定する者及び第5条第2項に規定する者(以下「委員等」という。)の謝礼の額は、日額9,800円とする。

2 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(守秘義務)

第8条 委員等は、職員との接触等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(開催期間)

第9条 懇話会は、第1条の目的を達成するまでの間、開催する。

(庶務)

第10条 懇話会の庶務は、大阪府政策企画部万博協力室において行うこととし、大阪市経済戦略局国際博覧会推進室は、これを補佐する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月10日から施行する。